

# 令和8年度 国立病院機構神奈川病院奨学金案内

## 奨学金を希望する皆さんへ

国立病院機構神奈川病院の奨学金制度は、看護学校等に在籍する学生で、当該学校を卒業後に国立病院機構神奈川病院への就職を希望する学生に対して、奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

### 奨学金貸与にかかる主な手続き等

1. 貸与の申込み（奨学生申請書に添付書類をそろえて病院へ）
2. 奨学生の選考（書類や面接などにより、申込者の人物、学力などについて総合的に審査をして決定します。）
3. 奨学金を貸与
4. 神奈川病院の看護職員採用試験合格（当院の奨学金を貸与されている場合も採用試験に合格する必要があることに注意すること。）
5. 卒業・免許取得
6. 神奈川病院へ就職
7. 神奈川病院で一定期間就業後、奨学金の返還免除

### 1. 対象者

奨学金の対象となる者は、看護学校等に在籍中であって卒業後、神奈川病院に勤務することを希望する学生とします。

但し、1年生は除きます。また、最終学年の学生は前年度3月末日までに申し込みを行わなければならないとします。

### 2. 申込み方法

申込みする場合は次の書類を提出してください。

奨学生申請書・履歴書・成績証明書

### 3. 奨学生の選考

奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ決定します。面接の時期は決まり次第ご連絡します。

なお、奨学生として内定された方には院長から「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。「奨学金貸与決定通知書」を受領した日から10日以内に「奨学生誓約書」を提出してください。

#### 4. 奨学金の額

奨学金の額（授業料相当額）は、年間60万円です。

#### 5. 奨学金の貸与期間

貸付期間は奨学生となった日の属する年度から、看護学校等を卒業する年度までの期間とします。

#### 6. 奨学金の貸与方法

各年度の前期・後期の2回に分け、本人名義の預金口座に振り込みます。

#### 7. 奨学生の義務

次の項目に該当するに至ったときは、直ちに院長へ届出てください。

- ① 休学、復学又は退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき

#### 8. 奨学生の資格の取り消し

次の項目に該当するときは、奨学生の資格は取り消しとなります。

- ① 奨学生を辞退したとき
- ② 看護学校等を退学したとき
- ③ 新たな学年に進級できないとき
- ④ その他単位未取得や成績不良による再試験、又は素行不良により奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと院長が認めるとき

#### 9. 奨学金の返還

次の項目に該当するときは、貸与を受けた奨学金の全額について一括返還しなければなりません。

- ① 前項により、奨学生の資格を取り消されたとき
- ② 神奈川病院の看護職員採用試験に不合格となったとき
- ③ 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき
- ④ 卒業後、神奈川病院に就職しないとき

#### 10. 奨学金の返還の免除

奨学金は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を神奈川病院の看護師として勤務した場合には全額返還免除されます。

#### 11. 学業成績の証明に関すること

毎学期終了後、成績証明等の提出をお願いします。

単位未取得だった場合、及び成績不良により再試験又は素行が不良であった場合は奨学生の資格を取り消す場合があります。

## 12. 注意事項

その他の奨学金の貸与を既に受けている場合、当院奨学金の貸与を受けることで返還が生じる可能性がありますので、必ず貸与先にご確認願います。

## 13. 申込及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、不明な点は下記担当者にご連絡ください。

国立病院機構神奈川病院 管理課 庶務係長

TEL 0463-81-1771